

企画競争説明書

業務名称：トルコ国建築物耐震化促進にかかる情報収集・確認調査（企画競争）

案件番号：180574

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月19日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月19日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：トルコ国建築物耐震化促進にかかる情報収集・確認調査(企画競争)

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款難型：

(○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

() 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています

(4) 契約履行期間(予定)：2019年3月上旬～2020年2月下旬

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

６ 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０１８年１２月２６日（水） １２時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法： ２０１９年１月９日（水） までに機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

７ プロポーザル等の提出

（１）提出期限：２０１９年１月１８日（金） １２時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ４部
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき

４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

５）虚偽の内容が記載されているとき

６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

１）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

２）以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) TRY 1 = 21.896700 円
- b) US\$ 1 = 113.385000 円
- c) EUR 1 = 129.024000 円

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任/建築物耐震化促進計画
- b) 耐震建築（設計）
- c) 耐震建築（構造）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 6.42 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年2月1日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- 力. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：建築物耐震化に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任／建築物耐震化促進計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：建築物耐震化促進に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：トルコ 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 耐震建築（設計）】

a) 類似業務の経験：耐震建築物の設計に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：トルコ 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 耐震建築（構造）】

- a) 類似業務の経験：耐震建築物の構造解析に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学力：語学評価せず
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人員の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表

別紙

トルコ国建築物耐震化促進にかかる情報収集・確認調査（企画競争）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任／建築物耐震化促進計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力：耐震建築（設計）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：耐震建築（構造）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第3 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

トルコ共和国（以下「トルコ」という。）の国土の大部分を占めるアナトリア半島は、北側のユーラシアプレート、南側のアフリカプレートおよびアラビアプレートの境界部に位置しており、地震活動が非常に活発な地域である。内務省災害危機管理庁（以下「AFAD」という。）作成の地震危険度マップによれば、特に西部の製造業や観光業等の経済活動が活発なマルマラ地域やエーゲ海地域において大規模地震のリスクが高いとされている。実際に、1999年のコジャエリ地震およびデュズジエ地震、2011年のトルコ東部地震等、マグニチュード7以上の大規模地震が発生しており、大きな人的被害・経済的損失をもたらしている。これら地震被害を助長する要因の一つに、急速な経済成長を背景に、都市部を中心に耐震基準を満たしていない建築物が多数建設されたことが挙げられる。国連世界防災戦略事務局（以下「UNISDR」という。）によれば、1999年のコジャエリ地震の死者のうち、65%は耐震性の低い建築物の倒壊によるものであり、同規模の地震が発生した場合、同様の被害が生じる可能性が高いとされている。

トルコ政府は、「第10次国家開発計画2013-2018」やAFADにより制定された「国家地震戦略アクションプラン2012-2023」において建築物耐震化の重要性を挙げており、公共施設や重要なインフラ等の耐震化に向けた取り組みを開始している。環境都市計画省は2012年に施行された都市変容法（配布資料を参照）に基づき、都市変容事業（以下「UT事業」という。）と称して、地震リスクの高い危険エリアの再開発や危険建物に指定された建築物の耐震化等を進めている。環境都市計画省下の集合住宅管理局（以下「TOKI」という。）もUT事業の一環として、自治体の要請に基づき、危険建築物の認定を受けた中低所得者向け集合住宅や危険エリア内の集合住宅の耐震化工事を実施している。病院、学校、庁舎等の公共施設の建替えについては、原則として各担当省庁の予算で自治体の実施しており、担当省庁（保健省及び国民教育省）が建築物の耐震診断や耐震化工事計画の策定をしている。国レベルの法制度の策定は、AFADが担っており、建築物耐震基準は2018年3月に改訂された。また、イスタンブール市は世界銀行と協力して、Istanbul Seismic Risk Mitigation and Emergency Preparedness Project (2004-2015)（以下「ISMEP」という。）において、防災・耐震化に係る制度整備や防災訓練に加えて、公共施設の耐震化（建替え含む）を実施している。

トルコと日本が同じ地震国であることを踏まえ、JICAはこれまでトルコに対して技術協力や円借款を通じて防災分野に対する幅広い支援を行ってきた。ま

た、2018年9月の日・トルコ首脳会談においても、防災分野にかかる協力を進めていくことが確認されている。本調査の先行調査として、JICAは「防災都市計画に係る情報収集・確認調査（以下「前回調査」という。）」を2013年9月から2014年5月にかけて実施しており、トルコの地震対策を含む防災の方針・計画、及び各政府機関の役割を確認し、またブルサ県を事例に防災機能強化に向けた課題や提案、及び本邦技術の適用可能性についても検討した。右調査では、トルコにおけるレジリエントな街づくりのコンセプトが提案されており、災害時医療の拠点となる病院や避難拠点となる学校といった公共施設において、耐震性を十分に確保する必要があると結論づけている。また、JICAが実施中の「トルコ共和国耐震補強技術普及促進事業」（民間技術普及促進事業）や国土交通省が2017年度に実施した「トルコ共和国におけるわが国耐震技術促進の活用促進のための調査検討業務」においても、トルコにおける耐震基準や耐震化工事の現状・課題について調査されている。

これらの先行調査を踏まえ、本調査では、耐震化工事が適用可能である公共施設等のロングリストの作成及び耐震分野での日本の知見・技術の適用可能性の検討を中心に行うこととする。具体的な支援可能性の検討として、円借款としての案件形成に必要な基礎情報の収集・整理と、技術協力による今後の支援の在り方について情報を整理する。

2. 業務の目的

本調査では、トルコ政府の防災対策にかかる方針・計画を踏まえ、特に地震リスクが高い地域における公共施設等の耐震化の現状及び課題の分析を行った上で、トルコにおける建築物耐震化の促進に向けて我が国が支援することの妥当性及び意義、具体的な支援シナリオ等、今後の協力の方向性を検討することを目的とする。

3. トルコ政府側関係機関

- ・ 環境都市計画省（Ministry of Environment and Urbanization）
- ・ 国民教育省（Ministry of National Education）
- ・ 保健省（Ministry of Health）
- ・ 内務省災害危機管理庁（AFAD）
- ・ イルラー銀行（İller Bank）¹
- ・ 集合住宅管理局（TOKI）
- ・ 大都市圏行政及び地方自治体

¹ イルラー銀行：各地方自治体の上下水道等各種公共インフラ整備事業に対する融資及びコンサルティングサービスの提供を主要業務としている政府系金融機関。

4. 業務対象地域

トルコ国内における地震リスクの高い地域。調査地域の詳細については、「6. 業務実施上の留意事項」及び「7. 業務の内容」を参照。

5. 業務の範囲

本業務受注コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）は、「2. 業務の目的」を達成するために、「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえ、「7. 業務の内容」に示す事項を実施し、「8. 成果品等」の報告書を作成する。

6. 業務実施上の留意事項

(1) 本調査の位置づけ

JICAはトルコ防災セクターに対して、多くの協力実績を有している。「マルマラ地域における地震・津波防災および防災教育プロジェクト」、「防災教育プロジェクト」、「リスク評価に基づく効果的な災害リスク管理のための能力開発プロジェクト」等でソ防災分野への支援を実施してきた。また、我が国政府の主導により採択された「仙台防災枠組 2015-2030」において、強靱化に向けた災害リスク削減への投資が優先行動の一つとして挙げられている他、「仙台防災協カイニシアティブ」では、日本の技術・工法を生かして、事前の防災投資としての経済社会基盤整備を行う方針が示されている。本調査で検討する建築物耐震化の促進は、SDGsのゴール9「強靱（レジリエント）なインフラ構築」やゴール11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」等、にも貢献するものである。本調査結果は今後のJICA支援については日トルコ間の防災に係る協力方針を検討するための基礎資料とし、具体的な案件形成を行う場合にはその指針の一つとする。

(2) 既存の調査内容の活用

JICAは(1)のとおり、トルコにおいて様々な調査・プロジェクトを実施してきている。特に、前回調査において、前述のとおり建築物耐震化に係る制度やトルコ政府の体制を確認・調査済みである。については、本調査では、既存の資料を最大限活用したうえで、既存資料では十分な調査ができていない項目に絞って重点的に調査を行うこと。ただし、重要な既存情報については必要に応じ積極的にアップデートを行うこと。調査資料については後述する。

(3) 各種用語の定義について

本企画競争説明書内では、建築物耐震化にかかる言葉について以下のとおり定義する。なお、本定義はトルコの定義等に沿ったものではなく、調査内容を明確にするため便宜上定義しているものである。

- ・ 建替え：建築済みの建物を解体・撤去して、新たに建物を建築すること。
- ・ 耐震化：建替えを行わず以下の耐震、免震、制震の技術・工法で耐震性を向上させること。
- ・ 耐震：建築物の主要な構造部分に補強を行い、地震の揺れに耐えられるように建物の強度を向上させること。
- ・ 免震：建築物と基礎との間に免震装置を設置して、地震の揺れを建築物に直接伝えないような構造とすること。
- ・ 制震：建築物内部に制震部材を設置して、地震の揺れを吸収するような構造とすること。
- ・ 耐震化工事：上記「耐震化」の定義に則って実施される工事のこと。
- ・ 公共施設等：病院、学校、県や市の庁舎、及び中低所得者向け集合住宅。

(4) 他ドナーの取組み

トルコでは、世界銀行（以下「世銀」という。）が防災セクター支援に積極的に取り組んでいる。世銀はイスタンブール市と共に、ISMEP において、①公共施設の建替え・耐震化、②防災・耐震化に係る制度整備、及び③防災教育・意識向上にかかる能力強化等の支援を実施した。イスタンブール市は、欧州投資銀行やイスラム開発銀行からのファイナンス支援を活用し、同市の公共施設の建替え・耐震化を 2021 年まで継続するとしている。本調査では、ISMEP の耐震化工法や優先建物リストの要件、及び教訓・好事例を確認し、参考とすること。

(5) 調査の対象地域について

AFAD は地震発生リスクに基づいたハザードマップを公開している (<https://www.afad.gov.tr/en/26735/Turkeys-New-Earthquake-Hazard-Map-is-Published>)。本調査においては、同マップに基づき地震リスクが高く且つ経済活動も活発なマルマラ地方及びエーゲ海地方の、バルケシル県、ブルサ県、イスタンブール県、コジャエリ県、サカリヤ県、ヤロヴァ県、アイドゥン県、イズミール県、デニスリ県、ムーラ県の中から、トルコ政府の方針、自然条件、経済規模、公共施設数等を考慮して、耐震化の必要性が高いと想定される市を 5 程度選定すること。その上で、選定した市を対象として、詳細な調査（7.（2）現地調査の 5）－ 9）を参考のこと）を実施すること。ただし、ブルサ市等、過去に JICA や他ドナーの調査が実施されている地域は

原則対象外とする。また、上記に挙げた 10 県は経済活動や人口密度等に鑑みて JICA が選定したものであるが、指定の業務人月（M/M）及び調査期間の範囲内において、調査対象としてより適した県及び市がある場合、それらをプロポーザルで提案することは妨げない。また、調査開始後に変更を提案する際は、JICA と事前に協議を行ったうえで、環境都市計画省からも了承を得ること。

（6） 調査工程について

想定される調査工程は「第 4 業務実施上の条件」に記載のとおりであるが、トルコ国内の行事等に鑑みて、適切と思われる調査工程をプロポーザルで提案すること。行事・イベント等期間は、中央政府・各地方自治体の業務が滞る可能性が高く、可能な限り当該期間中の現地作業は避け、調査日程は余裕を持たせて策定すること。現在、想定される当該期間中のトルコ国内の行事等については以下のとおり。

- ・ 統一地方選挙（2019 年 3 月 31 日）※2 月～4 月上旬は準備やその余波による影響が想定される。
- ・ ラマダン・バイラム（イード）（5 月 6 日～6 月 8 日）
- ・ 一般的な夏休みシーズン（7 月～9 月上旬）
- ・ 犠牲祭（8 月 11 日～15 日）
- ・ 学校の夏休み（6 月 15 日～9 月中旬）※学校を対象にした調査はできない可能性がある。

（7） 都市変容法

2012 年に制定された都市変容法は災害リスク及び危険建築物があるエリアの再開発や耐震化を目的として制定された（詳細は配布資料を参照）。同法の下では、危険建築物としての認定は環境都市計画省の認可した機関が調査を行い、建替えか耐震化で対応可能であるかの判断を行う。本調査においては、これらの機関の判断基準・項目について確認したうえで、建替えが必要と判断された際に用いられたデータや理由等についても調査すること。また、本調査では、対象地域における都市変容法に基づく事業進捗についても確認すること。

（8） トルコにおける耐震基準について

トルコにおける耐震基準は、AFAD によって 2018 年 3 月に改訂された「地震コード 2018」が最新のものとなっている（その前は「地震コード 2007」）。新たなコードでは、地震の影響を踏まえた高層建築の設計ルールや免震構造

の設計についても基準が示されている。本調査においては、同コードの内容について確認したうえで、後述の本邦技術が新たな基準に適合しているかについて確認すること。

(9) 公共施設（病院や学校）の建替え・耐震化の動きについて

公共施設の建替え・耐震化は各省によってすでに取組みが始まっている。保健省は免震技術の導入に積極的であり、100床以上を有する病院建築の計画にあたっては免震構造を採用すべき旨の方針を2013年に示し、さらに公立病院建築を免震構造とする場合の指針として「免震構造を用いた医療施設の設計施工指針」も定めている。そのため、トルコで新たに建設されている病院の多くは免震技術を採用している。一方、同指針が各国の建築基準等を集約したものであるため、基準としての考え方が統一されていないことが前回調査では指摘されている。本調査においては、調査対象として選定された市において、耐震化が必要とされる病院及び同指針の適用予定について当該病院関係者または保健省に確認すること。同様に、国民教育省は、同省所属の教育施設に対して耐震診断を行った上で、診断データを踏まえて耐震化または建替えが必要な学校への対応を開始している。本調査においては、同省の耐震診断項目やデータ内容を確認したうえで、調査対象として選択された市において、耐震化が必要とされている学校及び当該学校への同省の対応方針について確認すること。

(10) 公共施設の「防災拠点」としての機能

我が国において、病院や学校といった公共施設は、震災時の避難拠点・防災拠点（以下「防災拠点」という。）としての機能を有している。前回調査では、ブルサ市における病院や学校の防災拠点としての機能強化のための提案を行っている。本調査では、7. (2) 現地調査の7)で作成するロングリスト上の公共施設の防災拠点としての機能や想定される災害発生時の対応能力についても確認すること。なお、調査項目は前回調査で提案している「災害拠点病院のあるべき姿（表 4.4.12 災害拠点病院のあるべき姿：4-85 ページ）」及び「学校施設の避難所としての防災能力の向上：4-12-ページ」に基づいてその機能や対応能力を確認すること。

(11) 建物使用者・管理者間の関係性及び発注方式

公共施設も含めた建物の耐震化の際には、建物使用者と管理者間での耐震化工事にかかる合意形成が重要となる。我が国においても、継続的な業務が求められる施設では業務が一時的に停止するような耐震化工事は極めて困難

であり、地上部分での工事がなく、通常通りの業務ができる工法（基礎部分に免震装置を設置する等）での耐震化を図っている。我が国では、省庁施設についても同様な工法が取られるケースが多い。本調査においては、7.（2）現地調査の7）で作成するロングリスト上の公共施設等の耐震化に際する意思決定プロセス（建物使用者と管理者間での合意）を、ISMEP や各省庁で実施された耐震化工事の事例も参考にしながら確認すること。また、公共施設の耐震化工事にかかる発注方式や発注者の管理体制についても、既存の調査報告書の内容も十分に確認したうえで情報を整理すること。

（1 2） 公共施設等における耐震化工事に係る現地企業の技術水準

トルコにおいて現地企業の持つ耐震化工法や耐震化にかかる技術水準について確認すること。トルコ現地企業は従来技術・工法で耐震化工事を実施しており、主には、柱のコンクリート巻きたて、鋼材によるジャケッティング、耐震壁増設等が挙げられる。本調査においては、トルコ現地企業の技術水準について関連調査の情報をアップデートしたうえで、従来技術・工法についてトルコ関係機関が課題と考えている点を確認すること。また、耐震化は建築物の利用目的や構造等の特徴によって、最適な工法で実施されることが望ましく、耐震化された建築物であっても工法が適当でない場合も予想される。本調査においては、選定された市において、耐震化されている公共施設等を10程度選択し、工法の妥当性についても前回調査を参考として確認すること。なお、後述する国土交通省の調査においても、同分野の現地企業や進出している外資企業に関して分析を行っている。本調査においては、同調査資料についても十分に確認したうえで調査すること。

（1 3） 本邦技術の適用可能性

我が国企業は度重なる地震の経験を背景に、耐震化工法や耐震化にかかる技術において世界の中でも高水準且つ多様な技術を有している。例えば、前回調査では、「5.1. 参入可能性のある日本の技術」において、免震や耐震の技術をもつ我が国企業の名前が数多く挙げられている。トルコにおいても、すでに耐震化にかかる技術は上記（9）、（12）のとおり一定程度導入されているが、前回調査において建築物の用途や必要な機能に応じて、建築物ごとに最適な（実効性・効率性が高い）耐震化工事が選択されていないことが指摘されている。本調査において、建築物の特徴や使用状況に鑑みて採用される可能性が高いと考えられる本邦技術を確認すること。なお、すでにトルコに進出している本邦企業が有する技術の採用可能性についても調査対象に含めること。建築物については、7.（2）現地調査の7）で作成する口

ングリスト及び（１２）の 10 程度の公共施設等をサンプルとすること。

（１４） 我が国が有する設計・施工監理段階でのコンサルティングサービスに対するニーズ

我が国企業においては、上記（１３）のような技術の高さ・多様性に加えて、建築物構造や地盤等を考慮して、設計・施工段階で適切な工法の採否を判断する専門的知見が蓄積されている。一方で、前回調査では建築設計者や設備設計者の免震構造への理解の低さを背景に、非構造部材の設計が耐震機能と整合しておらず、実際の地震が起きた際に配管等が破損するリスクが高い建築物の存在が指摘されていた（前回調査 5.2.2. トルコの免震建築物の現状（5-16）より）。本調査においては、トルコで設計・施工監理を行っている現地企業の状況を把握したうえで、我が国が有する設計・施工監理段階でのコンサルティングサービスに対する関連機関（環境都市計画省や調査対象都市の各自治体）のニーズについて確認し、協力候補案件の情報収集・整理を行うこと。

7. 業務の内容

「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえ、本調査の背景及び目的を十分に把握した上で、次に示す業務を行う。ただし、次に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合は、その理由を付してプロポーザルで提案すること。

（１） 事前準備及びインセプション・レポートの作成

1) 関連資料の収集

既存の関連資料・情報・データを整理し、調査実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を考慮し、JICA と十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

2) 既往調査で確認したトルコにおける防災の取組（関連法制度・計画、関係機関の役割等）のアップデート

3) インセプション・レポート及び質問票の作成

上記の結果や調査に当たって必要な業務実施に関する基本方針、方法、

項目、内容、実施体制、詳細なスケジュール、先方政府機関等に対応を求める事項などを検討し、インセプション・レポートとしてとりまとめ、JICAに提出する。また、現地調査前に建物耐震化を中心とした各省庁や自治体の方針や実績等を事前に確認するための質問票を作成し、JICAに提出する。

(2) 現地調査

1) JICA トルコ事務所への調査概要説明

派遣前会議の結果等を踏まえて修正したインセプション・レポートに基づき、調査の概要、調査計画等につき、JICA トルコ事務所に説明を行う。

2) 調査対象機関への調査概要説明

インセプション・レポートに基づき、主なトルコ政府側関係機関（環境都市計画省、国民教育省、保健省、AFAD、イルラー銀行、TOKI）に対し、調査の目的、内容、スケジュール等の調査概要につき説明・意見交換を行う。

3) 調査対象地域における社会経済状況、地震関連データ、地域防災関連計画、耐震化工事計画等の確認・分析

本調査対象地域の社会経済状況（人口、世帯数、面積、主要産業等）を確認する。さらに、調査対象地域・区域における過去の地震災害履歴を確認し、種類、頻度（発生確率）、災害規模、被害規模等につき情報を確認すること。また、各県の地域防災計画の内容、自治体・省庁の耐震化工事計画の内容についても確認すること。

4) 3)を踏まえ、JICA 及び環境都市計画省と協議の上、5 市程度を選定し、5)－9)の調査を実施

上記の調査結果を鑑みて、JICA と環境都市計画省に調査を実施する市候補を、選定理由と共に提案する。提案の際は、JICA と環境都市計画省に対してパワーポイント等を利用して説明し、意見交換の場を設けること。また、特に5)－8)の調査については、トルコの各省庁や自治体が他地域においても実施できるよう、調査方法を詳細に整理した上で、調査計画の策定手法や必要な人材、調査費用等について取り纏めること。

5) 担当省庁及び各自治体の耐震化にかかるニーズ調査

選定した市の公共施設等について、各担当省庁や各自治体が耐震化ニーズを持っているのか確認すること。ニーズについては、3)で確認した地

域防災関連計画や耐震化工事計画等の内容を十分に踏まえたうえで、必要な情報や最新のニーズについて各機関からのヒアリング調査を行うこと。

6) 公共施設等の耐震工事の必要性、及び防災拠点としての公共施設の位置づけや可能性の確認

5) で耐震化ニーズのあった公共施設等について、耐震化工事で十分に耐震性を高めることが可能であるのか、または建替え工事が必要なのか、について確認すること。耐震化工事が適用できるかの判断に際しては、事前準備等で入手した ISMEP や UT 事業で実施されている基準も参考として、各機関からのヒアリングも実施したうえで判断すること。

7) 支援対象となる可能性のある公共施設等のロングリストの作成、優先順位付けのための諸要件の検討

6) の検討を踏まえ、耐震化工事が適用可能である公共施設等のロングリストを作成する。なお、工事の優先順位付けの要件を設定したうえで、ロングリストを作成すること。優先順位付け要件については、事前に JICA と相談の上、関係機関（担当省庁、各自治体）からも合意を得たものとする。優先順位付け要件は、建物倒壊リスク、倒壊に伴う被害（人的・経済的損失も含む）の大きさ、防災拠点としての重要性や想定される災害発生時の対応能力等を盛り込むこととし、プロポーザルにおいて現時点で想定される要件を提案すること。また、ロングリスト作成時には公共施設等の耐震化工事の実施に際しての建物使用者・管理者間の意思決定プロセス、及び工事の発注方式についても既往調査内容を十分に確認したうえで調査すること。

8) 耐震化工事にかかる環境社会影響項目の確認

作成したロングリスト上の公共施設等において、耐震化工事の実施を行った際に想定される環境社会影響項目について確認すること。環境社会影響項目については、「JICA 環境ガイドライン(2010年4月)」に基づき、環境社会配慮面からの代替案比較、重要な環境影響項目（環境社会状況、環境社会配慮制度・組織、スコーピング、影響の予測・評価・代替案検討・緩和策の検討、環境管理計画・モニタリング計画等）の確認を行う。検討においては、環境及び社会への影響が重大となるカテゴリ A は対象としないものとする。また、トルコ政府の関連法制度も確認し、必要があれば JICA 環境ガイドラインと同様の確認を行うこと。

9) 我が国の知見・経験・技術の活用可能性の検討及びトルコにおけるニーズの確認。

ロングリスト上の公共施設等の耐震化工事に対して、本邦技術の活用の可能性及びトルコ側の同技術に対するニーズについて確認すること。トルコ側のニーズについて確認する際には、事前にトルコの既存の耐震化工事の技術及び工法について既往調査等を参考として把握しておくこと。「6.

(12) 本邦企業技術の適用可能性」で記載のとおり、トルコの既存の耐震化工事の技術を確認する際には、すでにトルコ企業によって耐震化された10程度の公共施設等の工法の妥当性についても確認し、これらの公共施設等に対する本邦技術の適用可能性についても検討すること。また、設計施工段階での適切な工法の判断といったソフト面での知見・能力（コンサルティングサービスを含む）に対する関連機関の関心及びニーズについて確認すること。

10) インテリム・レポートの作成・説明・協議

9) までの調査結果をインテリム・レポートとして取りまとめる。同レポートについては、ドラフトを作成し、JICAと協議を行い、必要な修正を行った上で、環境都市計画省と協議を行い、合意を得ること。

11) JICAトルコ事務所への報告

現地調査で得られた結果概要を、帰国前にJICAトルコ事務所へ報告し、報告書のとりまとめに向けた意見交換を実施する。

(3) 帰国後国内作業（一部、現地作業を含む）

1) 帰国報告会での報告

現地調査実施後にJICAが開催する帰国報告会等に参加し、調査結果の概要について説明・協議を行う。

2) ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）の作成

現地調査の結果を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）を作成した上でJICAにDF/Rの内容を報告し、JICAからのコメントを受け取る。

3) ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）の説明・協議

JICAよりコメントを受けたDF/Rを環境都市計画省に説明し、協議を行い、合意を得る。

4) ファイナル・レポート (F/R) の説明・協議

DF/R に対する環境都市計画省及び JICA のコメントを反映させ、F/R を作成し、JICA に提出する。

8. 成果品等

(1) 報告書

次に示す報告書を作成し JICA に提出する。本契約における最終成果品は④ファイナル・レポートとする。各報告書のトルコ関係機関への説明及び協議に際しては、事前に十分な時間的余裕を見込んだ上で報告書(案)を作成し、JICA に提出及び説明の上、その内容について了承を得ること。JICA からコメントがあった場合には、速やかにコメントを反映した報告書(案)をもって JICA と再度協議を行い、トルコ関係機関に提出する。最終的に関係機関からのコメントも反映したものを JICA に提出する。

No.	レポート名	提出期限	部数
①	インセプション・レポート	2019年4月上旬	英文：1部 (簡易製本)
②	インテリム・レポート	2019年10月上旬	英文：1部 (簡易製本)
③	ドラフト・ファイナル・レポート	2020年1月上旬	英文：5部 (簡易製本)
④	ファイナル・レポート	2020年2月7日	和文：4部 英文：10部 (製本) CD-R：3枚

注1) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014年11月)」を参照する。

注2) 特に記載のないものは全て簡易製本 (ホチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注3) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書は国際的に通用する英文で作成し、提出前に当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を必ず受けること

(2) その他の提出物

1) 議事録等

JICA 及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、5 日程度のうちに JICA に提出すること。

2) 業務計画書

本調査開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICA に提出する。

- ・記載事項：共通仕様書の規定に基づく
- ・提出時期：契約締結後 10 営業日以内
- ・部数：和文 1 部（簡易製本）・電子データ（PDF）

3) コンサルタント業務従事月報

共通仕様書記載のコンサルタント業務従事月報（業務日誌を含む）を翌月 5 日までに JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付すること。

4) 収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、可能な限り電子データとして、JICA 様式による収集資料リストを添付の上、JICA に提出する。

5) デジタル画像集

本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、対象サイトの現状が明確に把握できるものを収め、簡単なキャプションをつける。なお、提出に当たっては「デジタル画像記録票」を作成し、画像集に添付すること。

写真の著作権については JICA に帰属するものとする。JICA は広報用素材として各種媒体への活用を想定している。

- ・提出時期：ファイナル・レポート提出時
- ・部数：CD-R 1 枚（jpeg ファイル形式）

6) その他

上記 1) ～ 5) の提出物のほか、JICA が必要と認め、報告を求めた資料を適宜提出する。

第4 業務実施上の条件

1. 調査工程

調査は2019年3月上旬より開始し、2020年2月下旬の終了を目途とする。調査工程及び各報告書の作成時期は、目途として下図を想定している。但し、調査中の状況により必要と判断されれば、JICA及びトルコ側関係者と協議の上で変更することがある。

年	2019											2020	
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
国内作業	□											□	
現地業務		■										■	
報告書		▲ IC/R						▲ IT/R			▲ DF/R	▲ F/R	

IC/R: Inception Report, IT/R: Interim Report, DF/R: Draft Final Report, F/R: Final Report

2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 業務量の目途

合計 約 10.17M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 業務主任/建築物耐震化促進計画 (2号)
- 2) 耐震建築 (設計) (3号)
- 3) 耐震建築 (構造) (3号)
- 4) 経済財務分析
- 5) 環境社会配慮
- 6) 業務調整/地域防災計画

3. 相手国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることから、トルコから特別な便宜供与を得られるものではない。ただし、本調査実施にあたり、JICA トルコ事務所から主な関係機関へ調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や必要に応じたリクエストレターを発行するとともに、関係諸機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行うものとする。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる JICA トルコ事務所の支援を必要とする場合は、同事務所に随時連絡・協議すること。

4. 参考資料

(1) 公開資料

- JICA 「トルコ国防災都市計画に係る情報収集・確認調査」
(http://open_jicareport.jica.go.jp/618/618/618_314_12151965.html)
- JICA 「マルマラ地域における地震・津波防災及び防災教育プロジェクト」
(https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2408_turkey.html)
- The World Bank 「Turkey - Seismic Risk Mitigation Project (English)」
(<http://documents.worldbank.org/curated/en/292841467306935392/pdf/ICR3698-P078359-Box396255B-OUO-9.pdf>)
- UNISDR 「Global assessment report on disaster risk reduction 2015」
(https://www.preventionweb.net/english/hyogo/gar/2015/en/gar-pdf/GAR2015_EN.pdf)

(2) 配布資料

- 都市変容法 (Urban Transformation Law) の概要 (JICA 中東・欧州部作成)

(3) 閲覧資料

- 国土交通省「トルコ共和国におけるわが国耐震技術の活用促進のための調査検討業務 (平成 29 年度) 最終報告書」
連絡先：中東・欧州部欧州課 久保 信也 Kubo.Shinya@jica.go.jp

なお、(2)、(3) はプロポーザル作成のためのみに使用し、複写や他目的への転用は固く禁ずる。

5. 現地再委託

本調査について、経験・知見を豊富に有するローカル・リソースの知見を積極的に活用することとし、調査の効果・効率を高める観点から、必要に応じて現地再委託で実施する業務をプロポーザルで提案することとする。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、提案の際には業務量の根拠をプロポーザルに記載し、本見積りに含めること。

6. 調査用資機材及び輸出管理

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。その際、本契約において調達する携行機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICAに対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、コンサルタントが当該国に持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行なうものとする。なお、提案の際には業務量の根拠をプロポーザルに記載し、本見積りに含めること。

7. 通訳/翻訳備上費

業務実施上、必要に応じて現地にて通訳を雇用することを可とする。トルコ語⇄英語（もしくは日本語）通訳の現地備上にかかる経費、またレポートの翻訳にかかる経費は本見積りに計上すること。

8. 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、外務省やJICA等のホームページを通じ、効率的かつ適切に情報収集を行うとともに、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICAトルコ事務所、在トルコ日本国大使館、JICA中東・欧州部と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。現地調査中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

9. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

10. 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

以上

